

平成30年1月24日

東京西南私鉄連合健康保険組合

## 医療費通知を活用した医療費控除申告について（お知らせ）

平素は、当組合の事業運営につきまして格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成29年度税制改正により、平成30年1月（平成29年分の確定申告）から、所得税等の医療費控除申告の際に当組合がお知らせする医療費通知を活用して申告することができるようになりました。

つきましては、e-Tax を利用した電子申告をする場合は、当組合ホームページより医療費通知データをダウンロードしていただく必要がございます。

下記に医療費通知データのダウンロード開始予定日、ダウンロード方法および申告手続きに添付する場合の留意点について記載していますのでご確認いただき、医療費控除申告にご利用ください。

### 記

#### 1. 医療費通知データのダウンロード開始予定日

**平成30年2月13日（火）10：00予定**

#### 2. 医療費通知データのダウンロード方法

当組合のホームページより『医療費通知』ページにログインし、医療費通知データのダウンロードを行ってください。

※詳細につきましては、ダウンロード開始時に改めてお知らせいたします。

#### 3. 医療費通知データを申告手続きに添付する場合の留意点

医療費控除は平成29年1月～12月までに支払った医療費等に対して申告できますが、医療機関等からの請求書が当組合へ原則2カ月後に提出されるため、医療費通知データの内容は、**平成29年1月～平成29年10月受診分の10カ月の医療費等のデータ**となっています。

また、下記に該当される方は、該当月分の領収書に基づき、「医療費控除の明細書」を作成するなど、ご自身で額を訂正・追加して申告してください。

- 平成29年11月・12月受診分の領収書をお持ちの方
- 医療費通知データにない医療費控除の対象となる支出（医療機関への交通費等）がある方

●医療費通知データの「支払った額」と領収書に相違がある方

※公費負担医療や地方公共団体が実施する医療費助成、高額療養費等により相違が発生する場合があります。

4. その他

- ・書面申告をする場合は、当組合よりお送りする紙の医療費通知（原本）をご利用ください。
- ※当組合ホームページの「医療費通知」画面を印刷して、書面申告に利用することはできません。
- ・確定申告（医療費控除）に関するご質問は、管轄の税務署へお問い合わせいただくか、国税庁のホームページをご確認ください。

以上

担当：企画総務部企画総務課

TEL：03-3462-6550